

聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月二十日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第十二号

聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

聖籠町国民健康保険税条例（昭和三十四年聖籠町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の六・一」を「百分の七・四」に改める。

第五条中「二二、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改める。

第五条の三中「百分の一・九」を「百分の二・四」に改める。

第五条の四中「七、〇〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改める。

第十九条第一号イ中「一五、四〇〇円」を「一六、八〇〇円」に改め、同号ハ中「四、九〇〇円」を「五、六〇〇円」に改め、同条第二号イ中「一一、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同号ハ中「三、五〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同条第三号イ中「四、四〇〇円」を「四、八〇〇円」に改め、同号ハ中「一、四〇〇円」を「一、六〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条 改正後の聖籠町国民健康保険税条例の規定は、平成二十三年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十二年度分までの国民健康保険税について

は、なお従前の例による。